

ある熊本県民集会は、被差別部落出身であるかないかを問わず、集会に結集した子らが、自らの生活を綴り、共生の夢を紡ぐ、表現活動の創出と交流を実現した「自主活動」のそのものでした。これからも反差別・人権確立の連帯へ、きずなを確かめ合う集会等や、子どもたちの学びの場を保障していくことが求められています。

## 4

### 豊かな「自主活動」の創造に向けて

部落の子ども一人ひとりの未来の生活を保障するためにも、解放子ども会は、その活動の中でそれぞれが自尊感情を高めるとともに、一人の子どもにもしかかる差別や抑圧をみんなで跳ね返していくことができる連帯した集団として高められていくことが求められています。もう一度解放子ども会を『解放

を担う主体形成の場』として、差別や不合理に気づいた子どもたちが、その解決に向けて自立していく姿、そこに連帯する子どもや学級、学校の姿をつくり出していきましょう。

私たちの先達は、部落差別の現実を学ぶためには、まず自分がその子につながるから始めました。何度も何度も家庭に足を運ぶことで、生活者としてのその子の姿が見えてきます。その子の生活を支えている親のくらしや労働が見えてきます。だからこそ「まず子どもを知るために動くこと、話し込むこと、家庭に入り親と語り合うこと」をコロナ禍である今大切にしていかなくはなりません。私たち自身が被差別部落に、被差別部落の子どもをはじめ厳しい状況に置かれている子どもに関わりきろうとしているか、という私たち自身の「自主活動」こそが問われているのです。

# V

## 進路保障

## 1

### 進路・学力保障とは

私たちは進路保障を「同和」教育の総和と位置づけてきました。就職斡旋や就職・進学するための知識や技能の習得だけを意味しているのではなく、子どもたちが差別を見抜き・差別を許さない・差別とたたかう力、なかまとともに未来をきり拓いていく力を獲得することや、就学・就労の機会を保障する取り組みとして進めてきました。

差別は、多くの人たちの命を奪ってきました。「同

和」教育はその差別と闘い、生き抜いていく力、即ち「解放の学力」「生きる力」を子どもたち一人ひとりに育むことをめざしてきました。また、解放奨学生（高校生）として生きることや「言わない・書かない・提出しない」取り組みに代表される差別をなくしていく生き方など、子どもたちが「自らの立場を自覚し、生き方を確立して、自らの生活・進路をきり拓く」教育内容を創造してきました。

進路・学力保障の取り組みは「生きる」と学ぶことの統一」の中で成立するものであり、進路について考えることや知識や態度・技能の習得が現在や

将来の生き方にどのようなつながっていくのかということを中心に進めていかなければなりません。

## 2

### 進路・学力保障をめぐる情勢と子どもたちの現状

① 教育を受ける権利を保障する取り組み（就学保障）

② 自らの進路をきり拓く子どもを育てるために「学力保障の課題」

私たちは、「学力」を「生きる」と「学ぶこと」の統一の中でとらえてきました。「学力」とは、差別を見抜き許さない確かな認識や豊かな感性と、主体的な「学び」に裏付けられた教科の学習理解力の両面からなるものと考えます。将来への展望と、差別と向き合い自分で進路をきり拓こうとする意志を育てるために、学力保障は重要な課題です。

○ 子どもの生活課題と重ねた学習活動を創造していきましょう。

○ 就学前からの学びや「くぐらせ期」の丁寧な取り組みを通して、言語力、記号、数・量の基礎的な認識を育てましょう。

○ 進路公開など反差別のなかつくりを学級・学校づくりの基底に据えて取り組みましょう。

② すべての子どもたちが安心して教育を受けられるように

すべての子どもたちの教育を受ける権利を保障する制度として、部落の子どもたちの思いや親の教育への願いから生まれた教科書無償制度、義務教育を安心して受けるために設けられた就学援助（要保護、要保護）、高校等への就学を保障する奨学金制度

等があります。子どもたちに関わるすべての人びとが、「学校とはだれのものか」という原点を見つめ、子ども・保護者・地域の願いを真摯に受け止め、すべての子どもたちに学びの場を保障していかなければなりません。

2016年4月の熊本地震や2020年7月の豪雨災害は生活を激変させました。学校や進路先、居住地の変更を余儀なくされた子どもたちが存在します。さらに、2020年1月から始まった新型コロナウイルス感染症防止対策の影響によって、格差がより一層深刻さを増しています。

まず保護者の勤務状況と自宅学習の支援についてです。保護者が勤務を継続せざるを得なかった家庭の子どもは、生活リズムが崩れやすい環境におかれました。子どもだけで自律的に学習意欲を維持するのは困難で、学校から与えられた課題をやらすまいになつた子どもは多くいたとも指摘されています。また兄弟姉妹と部屋を共有したり、勉強机が無いなど、学習環境が整わないまま休校を経験した子どももいました。

2つ目に、家庭内でのICT環境の整備についてです。オンライン活用による学びの継続が期待された中でICT環境が整わない家庭もあり、インターネット回線、パソコン・タブレットが無い家庭の子どもは、学校のオンライン配信授業やEdTech事業の普及に伴う教材へのアクセスが限られました。また、これらの整備状況についても自治体間や学校間で格差が見受けられました。

3つ目として、外国にルーツを持つ子どもたちへの学習支援についてです。外国にルーツを持つ保護者が日本語を理解できず、緊急に発信される情報が届かなかつたり、休校措置中に学校から出された宿題を教えることができなかつたりなど、困難に直面

しやすい状況にあり、日常的に丁寧な支援が求められる状況が続いています。

これらの子どもたちの中には今も、生きづらさを発信することができないままの子どもも居るのではないのでしょうか。子どものくらしや差別の現実に深く学ぶ取り組みを丁寧に進めていきましょう。

### ア 義務教育における就学保障

これまでは、義務教育における就学を保障するため、就学援助制度が活用されてきました。昨今の経済状況の悪化に伴う厳しい生活を反映して、就学援助制度の申請がかなり増加しています。どこに住んでいても必要とする家庭に就学援助制度が等しく届けられ、真に子どもたちに教育の機会均等を保障していかなければなりません。

○子どもや親のくらしの現実や課題を明らかにして、思いを受け止めた取り組みをしましょう。就学を支援する施策の改善や充実に取り組みましょう。

○子どもや親と学校や教職員、行政・地域が連携して取り組みましょう。

○生活保護や就学援助等の制度周知に向けた教職員の学習の場をつくりましょう。

### イ 高校における就学保障

貧困が大きな社会問題になっています。高校進学を断念したり、中途退学をせざるを得ない子どもたちの背景に経済的な問題を抱えていることが考えられます。そうした中2010年国公立高校生の授業料を無償化するとともに、私立高校生の授業料に対しても同等額（低所得世帯に対しては増額）を助成することにより、世帯の教育費負担を軽減するよう

になりました。しかし、2014年度にはこの授業料無償化制度は廃止になり、所得制限のある高等学校等就学支援金制度が導入されました。無償制度からの後退であるばかりでなく、書類による届出がうまくいかないなど本当に必要な家庭に制度が届かないということが懸念されます。また、2020年度より年収目安約590万円未満世帯の生徒を対象に私立高校の平均授業料を勘案した水準にまで支給上限額を引き上げることになりましたが、いまだに学費の負担が重くのしかかっている世帯は少なくありません。すべての子どもたちに教育を受ける権利を保障するために制度の改善が求められています。

かつての「高等学校等進学奨励費補助事業」（解放奨学金）は、部落の子どもたちの進学・就職を大きく支えてきました。2002年度以降はそれに替わり都道府県により運営される奨学制度に改変されましたが、解放奨学金が果たした役割を十分に引き継ぐものとはなっていない面もあります。

定数内不合格の問題も深刻です。熊本県教育長名で県立高等学校長並びに県立高等支援学校長に対し、「定員に満たない学校・学科における入学者の選抜について（通知）」が出されていますが、定数内不合格を出す学校が後を絶ちません。

また、「青田買い」についても県教育長や県総務部長通知により禁止されていますが、毎年、中学校の現場から声が上がってきます。すべての子どもたちの「教育を受ける権利」を保障するために、これらの通知がすべての学校で実現することが求められています。

○奨学金等の就学支援の制度について、制度を活かしていくとともに、生活実態を明らかにし改善す

る取り組みをすすめていきましよう。  
 ○生活実態の把握や課題解決のために保幼・小・中・高の連携を確かなものにしましよう。  
 ○定数内不合格や「青田買い」の実態を明らかにするとともに、問題事案として提起し、それらを許さない取り組みを進めましよう。

ウ 「障害」児・者の就学保障

2006年に国連で採択された「障害のある人の権利条約」には、「障害」のある人への合理的配慮を欠くことは差別であるという概念が取り入れられています。2001年度から、熊本県立高等学校入学者選抜要項に、「身体に『障害』のある受検者への配慮事項」が盛り込まれ、口述代筆、問題用紙の拡大、別室受検など子どもの状況に応じて一定の配慮がなされるようになりました。そして、2020年度の入学者選抜では意思疎通者による筆談での面接試験が認められました。子どもたちが希望する学校・学科への就学・進学が実現するよう、さらに合理的配慮としての教育条件の整備に取り組みなければなりません。

2007年からすべての学校で特別支援教育が取り組まれています。しかし、社会の中に形作られてきた「障害」者への差別は根強く残っています。特別支援教育は、「障害」児・者というレッテル貼りではなく、支援が必要なすべての子どもに対する教育であり、「同和」教育によって積み上げられてきた、共に生き共に学ぶ教育を実現させるものです。近年、特別支援学級に在籍する子どもが増加しています。一人ひとりの「障害」に応じた合理的配慮を行い、誰にとっても住みよい社会を目指して取り組みを進めることは、とても重要です。今一度、子どもたちは、子どもたちの社会の中で成長し合う事実

を確かめ合いましよう。  
 どの子ども当たり前にみんなの中で学級の一員として楽しく学校生活を送る権利を保障するためには、「違い」を認め合うことが大切です。共に生活しながら思いや願いにふれることで「違い」をありのままに受け容れることのできる「なかまづくり」の営みを大切にしていきましよう。

2013年4月施行の「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」や2016年4月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の具現化をめざして研究・実践活動を積み上げましよう。

○診断名によるラベリングや分離・隔離促進する支援を克服し、なかまづくりを通して互いのありのままの姿を受け入れ合う教育実践を深めるとともに、今の教育の課題を明らかにし、制度の改善も含めて進路保障の取り組みを進めましよう。

○医療、福祉、専門機関、行政等、学校以外の機関との連携を深め、就学・就労へとつながる取り組みを進めましよう。

エ 外国にルーツを持つ子どもの就学保障

「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年度）」によると熊本県内の学校に日本語指導が必要な児童生徒は134人在籍しています。近年日本にも外国にルーツを持つ子どもたちが増えており、改正入管難民法の施行によって今後ますます増えていくことが予想されます。しかし、熊本県ではまだ、そのような子どもたちに対する「方針・指針」が策定されておらず、各市町によって受け入れやサポート体制も異なります。中には学校に在籍すらさせてもらえないという実態もあります。

また、地域の中には外国人に対する差別意識が根強くあり、あえて通名を使って生活をせざるを得ない状況もあります。そんな厳しい状況の中ではありますが、ボランティア団体等により、子どもたちが日本の言葉を学び、母国の習慣、文化を身につけ、友だちとつながる取り組みも数年前から始められており、そのような取り組みに学びながら学校につないでいくことが大切です。

○外国にルーツを持つ子どもに対する日本語指導・母語保障の取り組みを進めましよう。

○子どもたち同士の中まづくりや、多文化共生の学習を進めることで、外国にルーツを持つ子どもたちが本名で生活できる学校、地域を作っていきましよう。

オ 不登校・中途退学・留年問題を教育の課題に

2019年度、熊本県では小中学校の不登校児童生徒数（年間30日以上欠席）が2,684人（全国181,272人）、高校でも633人（全国50,100人）という状況です。さらに、435人が高校を退学している事実があります。

一見、退学者は減少しているように見受けられますが、退学者数以上の生徒が転学を余儀なくされている事実があります。実に1,100人を超える生徒が入学した高校で卒業までたどり着いていないのです。不登校、中途退学、留年そして転学と様々な「進路選択」がありますが、そこには、数値で測ることのできない子どもたちの「痛み」や「願い」があります。中には、教職員の言動や学校の指導によって、家庭や地域・学校の様々な課題を背負って揺れている子どもたちを学校から切っている事実もあるのです。入学した高校で卒業していくことこそ教育の果



たすべき責務といえます。これらの「進路選択」をしていく子どもたちが抱えている「痛み」や「願い」とは何なのか、子どもたちを取り巻く学校や社会が抱えている課題を明らかにすることから、私たちの歩みを進めていく必要があります。

○「不登校」「中途退学」「留年」が示す教育の課題とは何なのか、部落出身の子どもをはじめ、厳しい状況に置かれた一人ひとりの子どものくらしを捉えることで明らかにして行きましょう。

○経済的な理由による入学辞退や中途退学を出さないために、就学支援制度の学習を進めるとともに、家庭や関係機関との連携を図りながら取り組んでいきましょう。

○再入学制度（「熊本県高等学校中途退学者の再入学の制度」平成3年3月20日教高第2453号）等の存在を周知し活用を拡げていきましょう。

○「いじめ」や児童虐待・養育放棄（ネグレクト）により通学できない子どもたちの存在を見逃さないよう子どもとつながる教育の営みを創りだしていきましょう。

## （2）差別のない採用選考をめざして（就労保障）

「なぜ不合格になったのか、私にはわからない。思いあたるのは、部落ということだけ。二度と企業が差別しないためにも、なぜ落ちたのかをはっきりさせてほしい。」一次試験を合格し、二次試験の面接と身体検査で不合格になった子どもから、告発がなされました。1976年、熊本の就労保障の起点となった事件です。その後、あらためて合格をかけた10人の子どもたちは、一人としてこの企業に入社していきませんでした。そして、「私は父を許せない。母親のようになりたくない」、「もう熊

本には帰りたくない。あんな目に会いたくないから・・・」と、父や母を、生まれたところを恨む言葉を残したまま、故郷を捨てざるを得なかったのです。

この子どもたちの姿は、私たちに痛烈に教育の課題を突きつけました。自分のふるさとを恥ずかしいものと思ひ、自分の親を恨んでいく「学力」とは、いったい何だったのか。差別を憎むのではなく、本当は愛すべきふるさとや父や母を憎む「学力」とは、いったい何だったのか。知識としての「学力」ではなく、「生きる力」すなわち「解放の学力」の意義と、教育のもつ責任の重大さが明らかにされました。

「われわれ部落に生まれた多くのものは、仕事がつらくて泣いたことはない。仕事がなく、それを探すのに泣いてきたんだ」と、公開行政指導の席上で訴えられた白髪の古老の叫びは、企業や行政だけに向けられたものではありません。仕事を奪われ続けてきた部落の親と子どもの怒りと熱い願いを、私たちの教育実践の根底にすえなにかぎり、「差別をふみこえていく教育」を実現することはできません。こうやって、教育行政、労働行政を含め、「単なる職業の斡旋」から、人間を解放する「進路保障」への転換が求められ、熊本も動き始めました。

### ① 「言わない・書かない・提出しない」取り組みを確かなものに

「言わない・書かない・提出しない」取り組み（以下「言わない・書かない」取り組み）は、就職や進学差別をなくすために、差別につながる「面接時の不適切な質問には答えない」、「社用紙や不適切な作文課題には書かない」、「戸籍書類や一方的な誓約書などは提出しない」取り組みです。

決して、何も「言わない・書かない・提出しない」という取り組みではなく、差別につながる面接での

不適切な質問や不適切な作文課題、或いは戸籍書類等の提出は、「学校の指導により（又は、差別につながるのでは）」、「その質問にはお答えできません」。「その作文課題では書けません」。「その書類は提出できません」と答えていく取り組みです。

それは、差別を見抜き、差別を許さず、差別とたたかって生きていく子どもを育てるという「同和」教育や人権教育が一貫して求めてきた教育内容の創造と実践の課題に答えていく営みです。

「言わない・書かない」取り組みが始まって40年以上が経ちます。その長い歩みの中で、確かに「その質問には学校の指導によりお答えできません」と答えていく生徒たちも大勢育ってきました。また、高校だけでなく、統一応募用紙や「言わない・書かない」取り組みの学習にとりくむ中学校や特別支援学校も年を追うごとに増えてきています。そうした中で、県立中学校や県立高校の入学願書の「保護者欄」の問題も新たに提起されてきました。

しかし、一方で依然として「言わない・書かない」取り組みが、単なる摘発活動やタブー指導に終わってしまっている現実も否定できません。何より大事なことは子どもを就職差別や進学差別から守ることです。そのための取り組みであるということをも今一度再確認する必要があります。

生徒だけを前に立たせるのではなく、教師や学校も一体となって、就職差別や進学差別を許さないために、受験報告書の丁寧な聞き取りや教育委員会や労働行政、関係各機関への迅速な報告や連絡、納得いくまで不調理由を問い合わせる等々、差別を許さない取り組みが求められています。

生徒たちの生活やくらしが見えていなければ、差別は見えません。目の前にいる生徒たちの生活やくらし、その中で思いに深くつながりながら「言わ

ない・書かない」取り組みの確かな歩みを創りだしていきましょう。

② 統一応募用紙の精神をすべての人たちのものに  
熊本においては、1976年の県内企業による就職差別事件を契機として、違反・差別選考を撃ちながら「統一応募用紙」が定着していきました。

しかし、この20年ほどの大きな規制緩和の流れの中で、高校生の採用選考に関わる就職慣行の見直しが行われるとともに、求人票の様式改訂に際して「応募前職場見学」欄が新設されたこともあり、「応募前職場見学」に絡んだ問題が多発しています。もとも「応募前職場見学」は導入された当初より「事前選考の可能性を完全に排除することが困難」という指摘が労働行政によりなされてきたように、事前選考につながっている事例がいくつも指摘されています。そのことを受けて、2015年度より四者連名で出される「新規高等学校卒業者の就職のための選考の取扱いについて」や高進研の「新規高等学校卒業者の就職の推薦選考及びその後の取扱いについて」という事業主宛の文書にも「応募前職場見学に参加することを、応募・採用の条件としないこと」という一文が加筆されました。広く趣旨や精神の共有を図ることが必要です。しかし、人権に関わりの深い公務員や警察などで違反質問が行われたり、職安の指導を受けていない外部の会社に委託して面接試験を実施している事例が報告され、大学生を対象とした採用選考の面接では不適切質問が横行している実態も指摘されています。また、地域によっては専門学校で事前選考が常態化しており、三年生の見込みの成績が出る以前に面接が行われ、実質的な合格発表の後入学試験の手続きが行われるという奇妙な実態も明らかになっています。このような現実を

踏まえると、大学や専門学校における人権教育、特に採用選考や入学試験における差別をなくすための教育を行うように働きかけていくことが必要です。

このような実態に加え、2019年度、高卒求人票が厚生労働省によって変えられました。必要な情報が大幅に削除されたり、前述の「応募前職場見学」が「応募・選考」の欄に入れられたり、高校生にとつて「改悪」としか言いようのない変更になっています。これに対し、熊本県人教と熊本高同研から厚生労働省に対して申し入れをするなど緊急の取り組みを行ってきました。また、熊本労働局でも危機感を持ち、「高卒求人票補助シート」を導入することで必要な情報の提供など改訂に伴う問題点の解消を始めています。これからのような問題が出て来るのか、一人ひとりの進路保障に取り組んでいく中で問題点を明らかにし、よりよい制度の確立に向かつていかなければなりません。それと同時に、今回の熊本の労働行政の動きなどを教育現場で共有し、「進路保障」とつて何が大切なことなのかを今一度学び直していく取り組みも大切です。

加えて新型コロナウイルスの影響により、今年度も求人説明会を中止せざるを得なくなりました。このため労働行政では、求人企業に対して「求人のおり」で学卒求人ルールを確認し、「従業員採用選考の手引き」で公正採用選考について確認した上で「学卒求人説明動画」を視聴した後に「オンライン受講修了証」の提出を求め、就職差別の根絶をはかっています。こうした取り組みの趣旨の徹底を求めています。いかなければなりません。また、採用選考方法については、リモートでの実施など技術的にも新しい方法が模索され実現していますが、そのことによる問題は無いのか、点検が必要です。

もう1つ大きな問題として、就職や進学のとちら

にしても自宅待機から始まったり、リモートでの仕事や授業が可能になったりしたことが、就職や進学辞退や孤立等につながっていないのか、という視点での卒業後の関わりが例年以上に大切になっています。特に今のような状況での卒業後の関わりという点では、教職員一人ひとりが生徒から連絡を待つではなく、追跡調査などの積極的な進路指導や働きかけ（アウトリーチ）をしていくことが必要です。今後も経済状況の悪化に伴って求人取消や内定取消等の問題事案が増加することも懸念されます。例年以上に目の前の生徒たちの進路を保障するための取り組みを強化していく必要があります。

### ③ 高校入学願書における「保護者欄」の課題

高校や中学校の入学願書に「保護者欄」があることも大きな課題です。かつて熊本県の高校生たちは、就職差別につながるとして、20年間にわたって全国高等学校統一応募用紙の「保護者欄」に斜線を引き、記入しない取り組みを続けてきました。そのような熊本独自の取り組みが全国に支持され、拡大し、現在は「統一応募用紙」から「家族欄」も「保護者欄」もなくなりました。それに伴い、進学面でも新規高卒生の上級学校進学にあたって、熊本県では、入学願書の「保護者欄」等を削除するよう文部科学省に改善を依頼する一方、県立高等学校や関係県立特別支援学校現場に対しては、入学願書の「保護者欄」には記入しないよう指導されてきています。

また、平成5年11月1日付け、教振第1562号で教育長名で出された「中学校卒業生の上級学校進学に係る出願書類の記入等について（通知）」では、「中学校卒業生の出願にあたって、下記の項目等については記入しないよう指導をお願いします。」と明記され、本籍・保護者欄・家族間の続柄・家族の



学歴・職業・勤務先・役職名・収入・資産・宗教等の項目を挙げています。

ところが、県立高等学校や特別支援学校、県立中学校の入学願書の欄には「保護者欄」があり、保護者の氏名・押印、それに生活の本拠の記載を求めています。しかも、「生活の本拠」の欄には、「番地まで記入すること」という記入上の注意まであります。さらに、県立中学校の願書には「保護者の連絡先」の記入も義務づけられており、通知文と全く異なる指導が学校現場で行われているのです。

そのうえ、入学願書の「保護者欄」の取扱については、県教育長名で、「受検生のプライバシーに十分配慮し、特別な事情がある場合は、当該学校長に説明すること」になっているのです。そうした取り組みは、「保護者欄に誰を書いたらいいのか」と悩み、苦しむ生徒たちの不安や不信を拭い、励ますどころか、逆にこの子は「特別な事情のある生徒」だという意識や見方を植え付けてしまうのではないかと危惧されます。そうした教育の矛盾や一貫性がない中で、一番戸惑い、混乱しているのは子どもたちです。

先日の学習会の中で中学2年の真司(仮名)が、「一体、保護者って何なんだ。」「俺は今ここにいて、本当の俺ではない。」と訴えた。

話を聞くと、真司の母親は広島に居るが、幼い頃に母親の再婚相手のDVが原因で、山口の保健所に隔離され、2歳半のときに保健所から祖父母に引き取るように言われて、現在熊本で祖父母と一緒に住んでいる。

しかし、在籍地はここにはないとのことだった。また兄姉が4人いるが、現在栃木に住んでいる兄と広島に母親と住んでいる姉、山口に住んでい

る姉は顔と名前が一致しているが、山口の兄とはFacebookを通してつながりがあるだけだとも語った。

さらに祖父母が、山口の保健所に電話を掛けて相談しようすると、「うちはもう関係ない。」と言われ、役場に行くと、「保護者じゃないんで。」と断られるという。

そのような中で「どんなときにそんな不安を感じたのか」と真司に尋ねると「いつもですよ。」と返ってきた。そんな思いを抱いて、真司は毎日生活している。

来年受検する高校入試の書類についても何と書けばいいのか戸惑っている様子だった。「入学願書の『保護者欄』にはどぎゃん書くや？」と言うと、黙り込んだ。

子どもたちの暮らしを知り、どんな状態で採用選考に臨んでいるのか、丁寧に聞き取り、生きる展望や励ましを与える教育を届けることが私たち教師に求められています。

### 3

子どもたちの確かな進路・学力を保障するために  
〜進路を保障する態勢の確立を一人ひとりの足跡を確か〜

県人教では、1972年度から中学校卒業生や高等学校等卒業生の進路状況調査を実施し、その結果から見えてくる課題を整理することにより、部落出身の子どもたちをはじめ、すべての子どもたちの進路を保障する取り組みを提起してきました。

なかまとともに生きることをめざして、親の生活や労働とそれにつながる自分自身を見つめ、その深さ、豊かさをクラスの中で確かめ合い、差別とたたかう自らの生き方を確立していこうとする「集団の

営み」である「進路公開」や「言わない・書かない」取り組みなどの教育実践を子どもたち一人ひとりが「自らの立場を自覚することにより、自らの生き方を確立し、自らの生活と進路をきり拓く」ことをめざし、積み重ねてきました。そして「学力とは何か」「進路を保障するとはどういうことなのか」を問い続けてきました。その中で、「解放の学力」Ⅱ「生きる力」の具体的な姿を明らかにしてきたのです。

○今、子どもたちの生活や親たちの労働に、どのような社会的な課題が凝縮され反映されているかを捉え、課題を明確にしましょう。

○貧困と格差、自己責任論等が現実にとどのように現れているのか、社会のしくみとして捉える教育実践の創造を図りましょう。

○「同和」教育実践は、家庭訪問や学習会からはじまります。そこで出会った教育への願いを要求に高め、教育運動と社会運動との連携を図りましょう。

教育への願いの前に、親や子どもの教育への不信・絶望・怒りに教師は出会うでしょう。そこでの出会いと学びこそが、私たち教師自身の立つ位置を問い、「同和」教育を創ってきました。出会いの実感を確かめ、そこから智慧や希望や展望を見いだしていきましょう。